

あなたの会社も5月30日から 個人情報保護法の対象です

すべての事業者が個人情報の取扱（取得・利用・保管・他人に渡す・開示請求）時に守るべきルールがあります！

これまで「保有する個人情報の数が5,000以下の事業者」には個人情報保護法が適用されませんでした。今回の改正（5月30日全面施行）により個人情報を取り扱うすべての事業者が個人情報保護法の対象となります。

そのため、新たに対象となる中小企業や小規模事業所向けに、個人情報の取扱いに関する基本的なルールをご紹介します。説明会を開催します。企業関係者に限らずご興味ある方であればどなたでも参加いただけますので、この機会を是非ご活用ください。

今回は、内閣府 個人情報保護委員会事務局の方から、改正個人情報保護法の概要、新たに個人情報保護法に対応することになる企業の対応内容や注意点について説明いただきます。

「知らなかった」は、アウトです。

- 日時 平成29年 **4月24日** (月) **15:00~16:30**
- 会場 **諏訪商工会館** 5F大会議室(諏訪市小和田南14-7)
- 定員 70名(定員になり次第締め切りとさせていただきます。)
- 対象 中小企業、個人事業主、その他ご興味のある方

既に個人情報保護管理者や責任者になっている方、これから担当になる方は、是非ご参加ください

【主催】 諏訪商工会議所・岡谷商工会議所・茅野商工会議所・下諏訪商工会議所
・富士見町商工会・原村商工会

受講申込書

切り取らずにこのまま、FAXでお申込みください。 4/14までにお申込みください
担当事務局(諏訪商工会議所 行) **FAX0266-57-1010**

事業所名		業種:
		資本金額:
住所	(TEL: - -)	従業員数:
フリガナ 受講者名	(受講者役職:)	

ご記入いただいた個人情報は、参加申込みの受付その他の本説明会の運営のためにのみ使用し、他の目的には使用しません。

【お問い合わせ先】事務局担当:諏訪商工会議所 諏訪市小和田南14-7 TEL0266-52-2155 FAX0266-57-1010